

特定非営利活動法人 印西市観光協会 会員の入会、退会等に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、特定非営利活動法人印西市観光協会（以下「本協会」という。）の会員規程

（以下「規程」という。）に基づき会員の入会、退会等に関して必要な事項を定める。

(入会手続)

第2条 本協会に加入しようとするものは、入会申込書・誓約書を理事長に提出する。

2 理事長は、入会の可否を決定し、その結果を速やかに入会申込者に通知するものとする。

(会費の納入)

第3条 本協会に入会した会員は毎年度、別に定める会費を納めなければならない。

2 会費の納入方法は、原則として、本協会の口座への振り込みとする。

3 会費の納入に係る経費は、会員の負担とする。

(除名)

第4条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、除名することができる。

(1) 会則又は運営方針を無視する行為があったとき。

(2) 本会の名誉を著しく傷つけたとき。

(3) 会費の不払い、その他会員としての義務を怠ったとき。

(4) ハラスメントを行ったとき

第5条 退会したもの又は除名されたものは、会員としての一切の権利を失う。

(退会手続)

第6条 本協会を退会しようとするものは、退会届を理事長に提出しなければならない。

(補則)

第7条 この細則に定めるもののほか、この細則の実施に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

1 この細則は、令和7年2月19日から施行する。